

2021年8月23日

新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう特別取扱いについて（8/23 更新）

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、保険料払込猶予期間の延長、給付金・保険金に関するご案内について以下のとおりお知らせいたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長について

2021年4月以降政府による「緊急事態宣言」の対象地域にお住まいのお客さまを対象に以下の特別お取扱いを実施させていただきます。

（今後、対象地域が拡大した場合は、同地域も本特別取扱いの実施対象となります）

- ・ ご契約者さまからのお申し出により、保険料払込の猶予期間を最長6か月延長いたします。
- ・ 延長期間後も保障を継続するためには、猶予期間分の保険料全額を延長期間の満了までにお払込みいただく必要があります。
- ・ すでに保険料払込猶予期間延長をご利用中のご契約については、今回の追加の延長はご利用になれませんのでご了承ください。
- ・ ただし、ご利用中の猶予期間分の保険料が払込まれ、猶予期間延長が解消された後、改めてお申出いただいた場合は、本取扱いによる猶予期間延長も承ります。

● 現在特別取扱い中の地域・期間

| 対象地域 | 申出期間 | 延長期間 |
|-----------------|------------------|-------------|
| 東京都 | 4月23日～7月11日 | 2021年10月31日 |
| | 7月12日～2022年1月31日 | 2022年1月31日 |
| 大阪府 | 4月23日～8月1日 | 2021年10月31日 |
| | 8月2日～2022年2月28日 | 2022年2月28日 |
| 京都府・兵庫県 | 4月23日～10月31日 | 2021年10月31日 |
| | 8月20日～2022年2月28日 | 2022年2月28日 |
| 愛知県 | 5月11日～11月30日 | 2021年11月30日 |
| 福岡県 | 5月11日～11月30日 | 2021年11月30日 |
| | 8月20日～2022年2月28日 | 2022年2月28日 |
| 北海道・岡山県・広島県 | 5月14日～11月30日 | 2021年11月30日 |
| 沖縄県 | 5月21日～11月30日 | 2021年11月30日 |
| 埼玉県・千葉県・神奈川県 | 8月2日～2022年2月28日 | 2022年2月28日 |
| 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県 | 8月20日～2022年2月28日 | 2022年2月28日 |

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

ご契約者さま等からのお申し出により、必要書類を一部省略する等、保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

なお、詳細につきましては以下の相談窓口にお問い合わせ下さい。

<ご相談窓口>

みどり生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-566-322

* 受付時間：(月～金) 9:00～17:00

祝日・年末年始を除きます